

# プロト・ネーションと王国

— ドイツと日本におけるネーション形成の前近代的基礎をめぐる一考察 —

佐藤成基

## 1 序：問題の所在

第二次大戦後のナショナリズム研究は、「ネーション」が「近代」の産物であるという点においてほぼ一致している。それは、その原初性を強調した両大戦期の狂信的ナショナリズムの高揚への反動でもあった。1980年代以後展開された新たなナショナリズム研究の波も、基本的にこうしたアプローチを踏襲していたと言える。しかしながら、このような近代主義的アプローチへの批判もまた根強く存在していることにも目を向ける必要がある。ネーション形成を「近代」以後という時期に限定して考察することが果たして妥当なのであろうか。ネーションが「近代」において「創造」されたものであったとすると、それ以前には全く何もない状態から創り出されたものなのだろうか。そうだとすると、ネーションのもつ社会的なりアリティはどのように説明すればよいのだろうか。——このような一連の疑問が投げかけられるようになっているのである<sup>1</sup>。

確かに、仮に「ネーション」が近代的な構造物であったとしても、その形成にあたって歴史的な文脈の中で、様々な既存の条件に拘束され、影響を受けたということを否定することは難しい。その中でもとりわけ、「ネーション」同様の固有名をもった共同的単位の観念（「ドイツ」「フランス」「日本」「ポーランド」などのような）は、ネーション形成の基礎として重要な歴史的意味をもっている<sup>2</sup>。ネーションはドイツのネーション、フランスのネーション、日本のネーションという、それぞれに固有な現象として形成されるのである。

本稿では、近代的な意味での「ネーション」が現れる以前において、先行的にその固有名をになっ

てきた共同的単位の観念（ここでは「プロト・ネーション」と呼ぶ）がいかにかに形成され、存続しつづけ、近代的なネーション形成の基礎となっていたのかを、ドイツと日本の例をとりながら検討していく。もっとも「ドイツ」なり「日本」なりの観念や制度が近代以前にすでに存在していたということは、歴史学においては自明なことであろう。しかしナショナリズム研究の文脈のなかでこれは十分な位置をしめる問題とはなっていない（後述するアンソニー・スミスは例外的な存在である）。本稿はこのギャップを埋めようというものである。

しかしながら、このような前近代のプロト・ネーションの問題をナショナリズム研究の一般的枠組の中で扱うには多くの制約がある。まずその現象自体が近代以後の「ネーション」にも増して茫漠たるものであるということがある。また資料的制約が大きいこともあげておかねばならない。残されているのは基本的に書かれた資料だけである。当時の識字率の状況を考えると、これだけをもとに議論するのは一面的である。よってここで検討できるのは、プロト・ネーションという茫漠たる現象のほんの一面にすぎない。ここでとりあげるのは、プロト・ネーションを「王国」との関係である。「王国」とは、非常に広い意味で王権を中心形成された政治制度一般のことであり、具体的には東フランク王国から「神聖ローマ帝国」へとつながる政治制度、ヤマト王権による「倭国」から「日本国」へといたる政治制度のことを意味している<sup>3</sup>。後述するように、この王国がそれぞれ「ドイツ」「日本」という単位を領域的に枠づけ、その王国を基盤として「ドイツ」「日本」に固有な歴史解釈図式や文化の観念が形成されていっ

た。その意味で、王国がプロト・ネーションの形成に果たした役割は（確かに一面に過ぎないとは言え）無視しがたいものである。しかも王国をめぐる歴史は資料的にも比較的考察が容易な領域であろう。歴史学の研究蓄積も多い。そこでこうした研究蓄積を利用しつつ、王国とプロト・ネーション形成との関係についてドイツと日本の比較社会学的分析を行うことが本稿のめざすところとなる。

戦後のナショナリズム研究の中で、ドイツと日本のネーションは、フランスに代表されるような主体的＝「自己決定self-determination」的なネーション（エルネスト・ルナンの有名なメタファー「毎日の国民投票」によって把握されるような）との対比で、前近代的基盤によって強く規定されているという面が強調されることが多かった<sup>4</sup>。ドイツでは政治的統一に先行する文化的一体性（「文化ネーション」）、日本では皇室の伝統（「天皇制」）がとりあげられるという違いはあったにせよ、「自己決定」以前の前近代的要素が近代以後のネーション形成の展開を大きく左右している点では共通していた。そしてそれがドイツや日本の近代における「特殊」な発展（「ファシズム」につながる）の道を決定していると考えられたのである。もちろんこのような単純な図式には現在では様々な批判があるものの、一般的には依然として広く受け入れられているように思われる。しかし「近代」以前の諸要因がネーション形成に大きな意味を持っているという点は、決して日本とドイツに「特殊」のものではなく、どの「ネーション」も近代以前の様々な条件の上に形成されるものだ。本稿では「プロト・ネーション」と「王国」という一般化可能な概念を用いながら、ドイツと日本の例を「特殊性」のケースに閉じ込めず、より広い比較社会学的視点から検討していきたい。

## 2 ネーション形成の社会的文脈とプロト・ネーション

### (1) 近代主義的アプローチとアンソニー・スミスの「連続主義」的アプローチ

まず「ネーション」がいかなる意味で「近代的」な現象とされているのか、最近のいくつかの近代主義的アプローチを見ながら検討していこう。

名高いベネディクト・アンダーソンの議論から始める。周知のようにアンダーソンにとっての「近代」とは「出版資本主義」の発展した状態であり、これによってお互いに顔見知りでもない大量の人間が印刷された在地言語（ヴァナキュラー）を通じて同じ情報を共有し、同じ時間と空間の感覚を共有し、「想像の共同体」を形成できる。ネーションとはそのような「想像の共同体」の一つなのである。近代以前の社会では、ラテン語を解する一握りの人々によるキリスト教世界の「想像の共同体」があるに過ぎず、また婚姻と征服によって勢力圏を拡大しようとする王国の境界は「穴だらけ」であり一貫していない<sup>5</sup>。

次に、アーネスト・ゲルナーの議論を見てみよう。彼にとって近代とは「産業化」を経た状態である。産業化以前の「農業社会」では、一般の人々の社会関係が地域的文脈（地域共同体）に拘束されているのに対し、上層階層（例えば聖職者や貴族）においては地域の拘束を越えた「国際的」なつながりが形成されている。つまり地域と身分が社会関係を複雑に分節化していて、「ナショナル」な分節化は重要な意味をもたない。それに対し「産業化」は、このような地域的・身分的限定を越えた社会の移動を可能にするとともに、教育の進展による識字率の上昇は、地域的・身分的拘束を越えた抽象的なコミュニケーション・コードを生み出した。その結果、文化の地域・身分の差異を超えた均質性が高まる。近代的ネーションは、このような均質な文化を前提にして初めて可能なものである。ゲルナーは、農業社会から産業社会への社会・文化の布置状況の変化を、「ココシユカの図」から「モジリアーニ的図」への転換というメタファーで表わしている。農業社会の「ココシユカの」状況では、輪郭のはっきりしない社会関係（地域共同体、職業集団、身分、宗教、王国等）が多重に重なり合っており、産業社会の「モジリアーニ的」状況においては、均質でかつ輪郭

の明確なブロック（ネーション）が相互に接しあっている<sup>6</sup>。

クレグ・カルフーンは、こうしたアンダーソンやゲルナーの議論を総合しつつ、近代への社会関係の変化を、「直接的関係」から「間接的關係」への移行ととらえる。「直接的関係」とは、具体的・人格的・対面的関係によって構成される社会関係であり、マスメディアや交通手段の発達、社会移動の頻度等が低い状況における社会関係においては、この「直接的関係」が支配している。それに対しマスメディア、交通手段の発達、資本主義的貨幣経済の発展は、次第に直接的な対面関係を必要としない「間接的關係」の比重を増大させていく（ただし「直接的関係」の意味が失われるわけではない）。アンダーソンの言う「想像の共同体」、ゲルナーの均質な文化は、このような間接的關係の比重の増大という社会変動を前提として可能になるものである<sup>7</sup>。またこうした社会関係の変化と並行して、人間の社会的帰属（アイデンティティ）の観念そのものも変化する。カルフーンはこれを「関係的アイデンティティ」から「カテゴリー的アイデンティティ」への変化としてとらえている。近代以前の社会では、人間のアイデンティティは、具体的な人間関係の連鎖の中で、例えば誰の子の嫁、誰の隣人、誰の臣下、誰の友人といった具合に定義される。それに対し近代の「カテゴリー的」アイデンティティの時代には、人は抽象的に定義された集団の一員として定義される。そのような抽象的集団の概念は、具体的な地縁・血縁を越えた広域的＝間接的な社会関係によって可能になる「想像の共同体」であり、ネーションはそのうちの一つである<sup>8</sup>。

こうして見ると、近代主義的アプローチの論者は、近代以前の社会関係が地域的・血縁的・身分的文脈に拘束され、広域的でかつ文化的に均質な「ネーション」という集団カテゴリーが形成不可能であるという点で一致している。しかし近代化によって、均質で境界をもち、かつ主権をもつと「想像」されるような「ネーション」が形成される。このような変化が世界に広まっていくことで、

人類が少なくともどれか一つのネーションには必ず帰属するような（少なくともそう想定されるような）、「インターナショナル」な世界ができあがる。「人間は、一つの鼻と二つの耳をもたなければならぬと同じように、一つのナショナリティをもたなければならぬ」とゲルナーが述べるような状況が生まれるのである。

しかしこうした近代主義的アプローチにおいては、「ネーション」という現象が、いかにも近代において忽然と出現したかの印象を与えていることは否めない。本稿の冒頭に掲げたような疑問（果たして「ネーション」は近代において「ゼロ」から創出されたものなのだろうか、前近代においても「ネーション」形成を基礎づける何らかの共同体の観念が存在していたのではないだろうか）が出てくるのは当然である。

近代主義的アプローチの批判者の中でとりわけ重要な位置を占めているのがイギリスの社会学者アンソニー・スミスであろう<sup>9</sup>。彼は1980年代から一貫してゲルナー、アンダーソン、ティリーらの近代主義的アプローチを批判しつづけている。彼は「ネーション」が近代的現象であるということ認めながらも、それが全くの「ゼロ」からではなく、「エスニー」と呼ばれる共同体の基礎の上に構成されるものであると主張する。「エスニー」とは、共通の祖先や歴史の信念を共有した共同体であって、いわゆる「近代化」が発生する以前から世界各地に存在しつづけているという。このような「エスニック」な共同体を基礎として、初めて「ネーション」も社会的リアリティを獲得できるのである。

スミスの議論は、近代主義的アプローチでは見逃されがちな前近代的なネーション形成の基礎を指摘し、「エスニー」から「ネーション」への変容の過程で見られる「連続性」の側面に光を当てたという点において、近代主義的アプローチに対峙する一つの代替案になりうるものである。しかし彼は、「エスニー」の社会的浸透性（階層や地域を越えた）を強調しすぎる傾向がある。彼の議論では「エスニー」が階層や地域を横断して連帯

感を共有する共同体であることが前提とされている。しかし近代主義的アプローチが主張するように前近代社会が主として地域・階層・身分において分節化されているという点から出発するならば(スミスはこの枠組を受け入れているのだが),「エスニー」を社会的浸透性の高い「共同体」と設定し,しかもその「持続」を考えるスミスのモデルには,「エスニー」を実体化する危険が潜んでいるといわざるをえない<sup>10</sup>。むしろ「エスニー」を共同体の観念と考え,それがだれに,どのような形で共有されるのかを問題にしていた方がよいであろう。こうすることで,近代主義的アプローチの社会変動の枠組を前提としつつ,そこにスミスの問題提起を組み込むことができる。

しかし本稿では,そのような共同体の観念を,必ずしも「エスニック」なものとは考えていない。というのも,ここには共通の歴史や出自への信念(これが「エスニック」なものであろう)だけではなく,宗教的信念や政治的忠誠心がともに混交しあっているからである。これを「エスニック」と形容することは,近代的エスニシティの概念を近代以前に適用する時代錯誤に陥いる。よってここでは「プロト・ネーション」という,多少こなれのわるい語を用いることにする。

## (2) プロト・ネーションの形成

ではプロト・ネーションはいかにして形成されるのだろうか。それは地縁,血縁と結びついた具体的人間関係の文脈から直接生み出されてくるものではない。なぜなら,プロト・ネーションも,ネーション同様,直接的な集合感情ではなく抽象的な観念だからである。そこでは広域的な制度としての宗教と王国の役割が重要になってくる<sup>11</sup>。確かに,上で述べたように,宗教や王国はそれ自体何ら必然的な限界を持たず,宗教は普遍的な「世界宗教」に,王国は普遍的な「帝国」に発展しうる。しかしながら実際にはまた,宗教も王国も,他の宗教,王国と互いに対峙しあうなかで,相互の勢力圏が事実上限定されるようになり,結果的にプロト・ナショナルな限界性が形成されて

くることも少なくない。実際多くのヨーロッパやアジアのプロト・ネーション(例えば,イギリス,アイルランド,フランス,ドイツ,ポーランド,ハンガリー,ユダヤあるいは日本,朝鮮,そして「帝国」としての体裁を維持しながらも中国)は,宗教あるいは王国を基礎あるいは枠組にして形成される。宗教と王国は,その教団組織や統治制度とそこでの宗教文書や行政・法文書の流通と蓄積を通じて,広域的かつ永続的な固有の空間をつくりあげる。同時に宗教組織や王国支配に直接かかわる広域的エリート集団が形成される。そのような宗教や王国が他の宗教や王国と対峙しながらその勢力圏が固定化されていく時,宗教組織と王国を制度的基盤として共通の宗教信念や国王への服属を中心にした共同体の観念,共通の言語や文化が生まれる。しかしこのようなプロト・ネーションへの帰属観念は,近代的「ネーション」のような「カテゴリー的」な帰属を要求するものではなく,人格的な社会関係(地縁関係,身分や血縁集団,封建的主従関係,信仰等)と重層的に交錯し,接合しあっている<sup>12</sup>。プロト・ネーションがどの程度社会的に浸透するかは,宗教組織や王国支配がどの程度浸透しているのかに依存してくる。例えば戦争がプロト・ネーションの社会的浸透に果たす役割は無視できないであろう<sup>13</sup>。

しかし以下の議論では王国の役割に焦点をしぼる。それはドイツと日本のプロト・ネーション形成においては王国の役割が決定的に重要であると思われるからである。「ドイツ」「日本」の起源をたどると,それぞれの地域で広域的な支配を確立した王国の成立にたどり着く。ドイツにおいては東フランク王国が「ドイツ王国regnum teutonicum」となり,後には「ドイツ・ネーションの神聖ローマ帝国Heiliges Römisches Reich deutscher Nation」と呼ばれるようになり,Deutschlandがほぼその王国(=「帝国」)の領域を指すようになる。また「倭国」とよばれたヤマト王権がその国号として「日本」を採用したことで,その支配領域が「日本国」となっていく。このように王国の存在があつて初めて「ドイツ」や「日本」

が成立しているのもであって、その逆ではない。王国という制度は「ドイツ」「日本」というプロト・ネーションの領域的枠組を構成するとともに、プロト・ネーションの観念を生み出す基盤となる。それに対して宗教の方は副次的で、独立した役割を果たしていない<sup>14</sup>。確かにドイツの宗教改革では、後述するように、「ドイツ・ネーション」のローマ教会からの自立を志向する政治的文脈の中で発生した。しかしながら、その後の歴史を見ると、その結果生れた宗派対立はむしろドイツの分裂を促進したのである。

### 3 王国支配とプロト・ネーションの形成

#### — ドイツ、日本

ここでは王国がプロト・ネーション形成に果たす役割を、その対外的環境を考慮に入れながら検討する。まず王国支配に関する二つの重要な歴史的契機を指摘しておこう。以下の考察は、次の二つの相互に深く関連しあった契機を、それぞれ別箇にとりあつかう。

第一は王国による広域的・永続的支配空間の確立である。近代的なコミュニケーションや交通が発達していない段階における王国の支配は、地方の有力者の地域統括に依存した間接的統治の形をとらざるをえないため、いかに臣下たる地方有力者の忠誠を確立していくかが問題になる<sup>15</sup>。王国は、臣下の王への個人的忠誠をこえた、より抽象的・超越的忠誠を確立する必要がある<sup>16</sup>。

第二は王国の自己同定である。それは王国の固有名（「ドイツ」や「日本」）の成立とその領域の固定化からなっている。プロト・ネーションはこのような自己を同定し限定づけた王国を基礎として形成される。

#### (1) 王国支配空間の確立

王国支配の維持は、いかにして在地首長（諸侯、豪族）から王への個人的忠誠宣誓を越えて王位そのものへの超越的・抽象的な忠誠心を確立するかにかかってくる。そうでなければ王国の一体性は保たれず、王位継承のたびに分裂の危機にさら

されることになる。実際東フランクはカール大帝死後の王位継承をめぐるフランク王国の分裂によって成立したものである。同じような分裂の可能性は東フランク王国でもありえたのである。

王国の一体性と王位の超越性を獲得するための方法としてしばしばとられるのが王位の神権化である。中世ヨーロッパの王国はほとんどの場合、キリスト教的神概念によって王位の超越的正統性が維持されている。そのため教会と王国は密接な関係にある<sup>17</sup>。とりわけ東フランク王国は、オットー1世が962年にローマ教皇によってローマ皇帝に戴冠されて以来、「キリスト教的普遍界universitas christiana」の世俗の代表者としてローマ教会と密接な関係を維持した。そのため東フランク国王は「ローマ皇帝」として、普遍的支配権を主張できたのである。他方ヤマト王権は、王（＝天皇）自身が「天つ神」の子孫であるという宗教的権威によって各地の豪族を服従させてきた。またヤマト王権では、王位だけでなく、王の血統自体が神孫降臨神話によって神聖化され、王の世襲を正統化した<sup>18</sup>。それに対し、東フランクの王権では世襲は確立されず、王位は諸侯の選挙によって選ばれることが慣行化された。「皇帝」の称号は、諸侯によって選ばれた国王に与えられたのである<sup>19</sup>。

王の権威を王位の権威として抽象化するのが法制度の作用である。ヤマト王権は、7世紀から8世紀にかけて中国からの律令法体制を組織的に導入した。このような律令体制の成立は、中国において隋、唐といった大王朝が生まれ、東アジアの国際的緊張が高まる中で、より集権的な支配体制をつくる必要に迫られたためといわれている。この制度の確立によって、それまで地域豪族の連合体に過ぎなかったヤマト王権が、地方豪族を官位・官職の体系に編入し、広域的な「日本国」をつくりだすことができた。その領域支配は、「郡司」の官職を付与された地方豪族（「国造」）の実際の地域統括に多くを依存したにもかかわらず、「日本国」全体の農民を課税の対象として一律に戸籍によって把握するとともに、中央から「国司」を

派遣し、中央の命令を文書によって各地に伝達していく制度が形成された。このような律令体制の一元的官位・官職体系と文書行政を通じて、ヤマト王権が支配する「日本国」＝「大八州」の空間が生まれたのである<sup>20</sup>。その後律令制の官位官職の体系は、その統治機能を次第に喪失し、天皇もその宗教的権威を次第に衰弱させていく。貴族は私的土地所有を基盤にして自立化し、さらには武家政権が朝廷に代って実際の統治機能をもった政権を確立していく。しかしながら律令制の官位官職を基礎とした「日本国」は、支配や権限の公的権威を保証する法的制度としてその外形を失わず、明治維新まで存続するのである<sup>21</sup>。

東フランク王国の方は、ヤマト王権のように一元化された官位・官職をもつことはなく、文書行政も発達しなかった。東フランク王国は、ヨーロッパの当時のその外の王権と同様、臣下の個人的な忠誠宣誓に基く「人的編成国家 Personenverbandstaat」であったが、それに加えて東フランクの国王が用いた支配の方法は巡行と集会だった。国王自らが各地を巡行しながら、諸侯等の財産や土地などをめぐる争いを聞き、その裁決をするという方法で王権の権威を示したのである。そのため国王は各地を回って集会（法廷）を開いた<sup>22</sup>。「集権化された制度がなく、文書化された統治が僅かしか利用できないような王国において、王権の巡行iterは官僚制の欠如を幾分でも補完するものであった<sup>23</sup>。また国王は王国の王位継承や軍事外交問題に関しても集会を開いて諸侯の協力を取り付けた。各地で開かれた国王と諸侯との集会はやがてHoftag（宮廷の日＝宮廷議会）として制度化されていく<sup>24</sup>。そこは国王が諸侯の賛同や承認を得る場であった。国内の法令もここで決定されるようになり、文書化もされた。「ラントの平和」など国内の治安維持のための法令がたびたび出されたのもこの宮廷議会である。13世紀には、王権の統治能力が低下していくにつれ、諸侯の自律性は高まり、13世紀に「帝国身分」としての権利が法的に認められるようになる。また1356年の「金印勅書」では、七人の選帝公が定められ（その地

位は世襲される）、王位継承の選挙制度も明文化される。「ドイツ」の王国としての「帝国」は、こうして、統治機関としてよりも皇帝と諸侯の交渉の場を構成する法的制度として形成されていったのである<sup>25</sup>。また「帝国」は次第にローマ教皇の宗教的権威への依存から脱するとともに（1493年に即位したマクシミリアン1世以後は教皇からの戴冠を受けずに「皇帝」を名乗るようになる）、イタリアから伝えられたローマ法の影響を受けて帝国内の法制化も進んだ。16世紀初頭には国制改革の結果、「帝国議会 Reichstag」が整備され、帝国内の最高裁判所にあたる帝国裁判所（ReichshofgerichtやReichskammergericht）もできた。こうして確立された諸侯の「権利」や「自由」を守る法的な体制としての「帝国」は、それを構成する領邦諸侯がそれぞれの主権国家を形成していったにもかかわらず、1806年ナポレオン侵略まで「ドイツ」という空間の枠組として存続し続けるのである<sup>26</sup>。

## （2）王国の自己同定とプロト・ネーションの観念

### （2-a）「東フランク」から「ドイツ・ネーションの神聖ローマ帝国」へ

「東フランク」王国が「ドイツ」という固有名と結びつくようになる過程は単純ではない。「東フランク」は、カール大帝が打ち立てた「フランク王国」の分裂したものであり、西側には「西フランク王国」が存在していた。「西フランク」王国が「フランク王国」との連続性を維持しながら「フランス」とよばれるようになるのに対し、「東フランク」王国では「フランク」との繋がりが失われ、「ドイツ」と呼ばれるようになるのである。その過程で「東フランク」は、ザクセン朝が王位を継承してからは「フランクとザクセンの王国」となり、また962年にオットー1世がローマ教皇から「ローマ皇帝」の号を授与されたことで王国は同時に「ローマ帝国」でもあるということになる<sup>27</sup>。「ローマ帝国」は、ローマ教皇の世俗的代表者として、西ヨーロッパキリスト教圏での普遍的

支配権を主張し、「ローマ帝国復興」の名の下、その勢力をイタリアやブルグンド等に拡大しようとした。しかしながら11世紀に入ると、教会の聖職者の叙任をめぐる「ローマ皇帝」である国王とローマ教皇との対立が発生する。そこで教皇のグレゴリウス7世が東フランク王国をregnum teutonicum（ドイツ王国）と呼ぶようになるのである。この概念は、ローマ皇帝の主張する普遍的支配を特定の地域に限定づけるものとして、教皇の方の側から否定的な意味合いを込めて用いられている<sup>28</sup>。このころから、「ドイツ王国」の呼称は次第に一般的にも用いられる様になり、皇帝ハインリッヒ5世と教皇との和約である「ウォルムスの和約」では、「ドイツ王国」とイタリア、ブルグンドという「帝国」のその他の地域とが分けて表現される様になっている。これは「ドイツ teutonic」 という概念が、東フランク王国の領域をさす概念として用いられるようになったことを意味している。それ以前も teutonic のもとになった語 theodiscus があったが、これはラテン語に対して「民衆語」を意味し、具体的にはゲルマン系の言語一般およびそれを話す人々のことをさしていたといわれる。つまりその意味は現在の「ドイツ」とはかなりちがっており、現在のフランスからイギリスまで広い範囲にわたる諸言語およびそれを話す人々を theodiscus で表わしていたことになる。それが11世紀には teutonicum がイタリアから東フランク王国をさす場合に用いられ、その王国の領域を意味する語として定着していくのである<sup>29</sup>。

しかし「ローマ帝国」としての理念と「ドイツ王国」とは矛盾しあうものである。国王は「ローマ皇帝」として「キリスト教的普遍界」の普遍的支配権を主張できたが、同時に「ドイツ王国」内部での選挙を経て選ばれた「ドイツ」の国王であった<sup>30</sup>。しかし中世においては王権を正統化する観念としては、「ドイツ」よりも「ローマ」の方がはるかに重要な意味を持った。年代記の歴史叙述においてもドイツと古代ローマ帝国との連続性が強調されることが多かった。ドイツ王国の権威は

依然として「ローマ」の権威に依存していたのである。それはドイツ国王がシーザーなどのローマ人の末裔であると解釈し、ドイツ国王やドイツ人とローマ人との血統的近接性を主張するトロイア人神話にも反映されている<sup>31</sup>。

しかし15世紀には「帝国」が「ドイツ・ネーションの帝国」になっていく。それはヨーロッパ各地の王権の強化、周辺でのスイスやブルグンドの自立化、イタリアでの都市国家の発達、東方ではボヘミアでのフス教徒やポーランドの反乱などで、帝国が「普遍的」支配権を主張することが明らかに非現実的になっていったからである。もはや「帝国」はドイツの帝国でしかありえなくなった<sup>32</sup>。

西ヨーロッパ全体の政治的文脈を見ると、13世紀以後各地の王国のローマ教会からの自律化が進展していた<sup>33</sup>。特に中世の末期における十字軍やフランスとイギリスとの百年戦争はそのような王国の自律と領域国家化の傾向を強めていた。逆に教会は14世紀後半からの「大分裂」によって宗教的権威の衰退を示していた。このような中15世紀初頭のコンスタンツやバーゼルの公会議で、すでに会議の投票単位として成立していた natio が自立化していく。その natio はイタリア、フランス、ブリタニア、ゲルマニアというように、事実上重要な政治勢力圏ごとに分割されている。natio は、相互に対立しあいながら、宗教界の意思決定に対する影響力を増大させた<sup>34</sup>。ドイツ（帝国内）でも1430年代以後、natio Germanica とか deutsche nacion といった語が使われはじめ、ドイツ帝国が「ドイツ・ネーション」の概念によって表現されるようになる<sup>35</sup>。

しかしながら、他の王権に比してその国家的統治能力を衰退させていた「帝国」では、依然としてローマ教皇の影響力が強く残っていた。ローマ教会は帝国内の諸侯や教会に多大な財政的負担を強要し、また聖職者のポストを統制下においていた。このような状況の中から様々な形でローマ教皇への対抗運動や帝国の改革運動が起こり、そこにおいて「ドイツ・ネーション」としての一体性の観念が高められる。とりわけ帝国内の諸侯、下

層聖職者、世俗的知識人（「人文主義者」と呼ばれる）の間では、「ドイツ」や「ドイツ・ネーション」の概念がしばしばとり上げられるようになる。例えば、諸侯の間では15世紀には「ドイツ・ネーションの不满状*Gravamina nationis Germanicae*」がたびたび出された。下層聖職者の間では、帝国内の教会改革を推進する動きも見られ、ルターの宗教改革もこのような動きの一環として発生する。その直後帝国議会は正式に「不满状」を「ドイツ・ネーション」の名で出している。ルターも帝国の諸侯貴族に訴えるために、「ドイツ・ネーションのキリスト教貴族達に告ぐ」というパンフレットを出版している<sup>38</sup>。しかし「ドイツ」のプロト・ナショナルな歴史解釈において決定的に重要なのは、人文主義者による古代「ゲルマン人」の再発見であろう。人文主義者はタキトゥスの『ゲルマニア』の中に古代ローマ帝国に支配される以前の「ゲルマン人」＝「ドイツ人」の勇猛で有徳な姿を見出す。また同じくタキトゥスのテキストを通じてローマを破ったゲルマンの将軍アルミニウスの存在が知られる様になった。このような歴史観の転換は、それまで「ドイツ」を「ローマ」に対して従属的に捉え、ローマとの近接性を強調してきた歴史的枠組を覆し、両者が別箇であり、かつ同等であるという見方があらわれたことを示すものであった<sup>39</sup>。

このような「帝国」の「ドイツ化」とともに進展した帝国諸侯による帝国国制改革の中で、しばしば「ドイツ・ネーションの神聖ローマ帝国」という語が用いられ、15世紀後半には次第にこれが帝国の正式の名称として用いられるようになる<sup>40</sup>。ここに「帝国」という「普遍的」支配が想定された概念と「ドイツ・ネーション」という特定の概念、すなわち相互に矛盾しあはずの概念が国号の中で結合しあうことになったのである。ただしこの場合の「ドイツ・ネーション」の「ネーション」とは、帝国議会に代表を送っている諸侯の集合のことを意味していたとされ、決して民衆全体を意味する近代的な意味でのネーション概念ではなかった。当時下層階層を意味したVolkの概念

とNationとが同義の概念となるのは18世紀後半である<sup>41</sup>。

## （2-b）「日本国」の形成

ヤマト王権が「日本」と自己同定していく過程はより単純である。それはドイツに見られたような固有名と王国との間の不一致が顕著にならないからである。「日本」はヤマト王権が東アジアの「普遍的帝国」としての中国と対等の外交関係を結ぼうとする中で採用された国号である。5世紀頃までヤマト王権は中国の王朝から「倭国王」の冊封を受けていたが、次第に中国を中心とする朝貢一冊封の国際関係から脱し、中国と対等の外交関係を築き、さらには自らが「東海の帝国」たることを志向するようになっていた。702年の遣唐使の時に、「倭」に代えて「日本」を国号として認めさせることに成功したと言われている。「日本」は「日出づる処」という意味だが、これは中国に対して「日出づる処」という意味であり、中国との関係を強く意識したものとなっている<sup>42</sup>。ヤマト政権はまた、天つ神の子孫である王たちが国土を平定していく系譜をつづった歴史をまとめ『古事記』『日本書紀』として編纂するのである。これは王位（皇位）の正統性を内外に向けて正統性したものと解釈できよう。

しかし古代における「日本」の領域は明確でなかった。「東海の帝国」をめざすヤマト王権は、中国から「王土王臣」思想を取り入れ、蕃夷を従え「天下」をあまねく「王化」するものとされた。そのため、隼人、蝦夷、新羅などにも服属を要求し、朝鮮半島からの渡来人をも「王臣」として編入したのである。またその過程で東北地方（蝦夷）への征服を進めた。ヤマト王権には「普遍的」な「帝国」としての側面もあったのである<sup>43</sup>。

しかしその後9世紀に入ると「日本」の境界は、その対外的環境の中で次第に事実上の固定化が進展するようになる<sup>44</sup>。9世紀末に唐王朝が衰退し、東アジアで小国分裂の状況が訪れると、「日本」の王朝も大陸との公式の外交関係から後退し、「東海の帝国」への志向が失われる。このような



中で皇族や貴族の間に呪術的浄穢思想に依拠した「日本」の境界概念も現れた。それによれば外が浜が東の境界、鬼界ヶ島が西の境界であり、それより外は「穢れ」た土地とされたのである<sup>43</sup>。このような「日本国」の固定化は、貴族社会（公家社会）の成立と並行している。9世紀以後、天皇を頂点とした貴族の身分体系が整備され、儀礼化された宮廷社会ができあがったのである。平安末期に武家の台頭により貴族社会が分裂、衰退していった時、貴族勢力が支配的である畿内地方だけを「日本国」と呼ぶような用法も現われる。それに対し武士が支配する地域は「外国」とされることもあった<sup>44</sup>。またこの時期に「神国思想」も広まったことにも注目すべきである。朝廷の実質的統治機能が喪失していくのと並行して、「日本国」が「神国」として理念化されていくのである<sup>45</sup>。

### （3） 対外的環境における多元化の契機

このような王国のプロト・ナショナルな自己同定は、ヨーロッパにおいてはローマ教会とキリスト教世界、東アジアでは中国の王朝を中心として中華世界という普遍的世界の分裂を契機としている。しかしその「普遍性」の形態はヨーロッパと東アジアではかなり異なっている。

ヨーロッパでは、ローマ教皇の下に「キリスト教普遍界」が広がっていた。12世紀以来の王国の自律と領域国家の形成によって、ローマ教会の普遍的世界は分裂し、主権国家による「国際関係」が形成されるようになる。このような「キリスト教普遍界」の分裂の中で、公会議でのnatioの自立化も進展した<sup>46</sup>。natioとは、キリスト教徒全体の部分をなす人々の集合（出身地や慣習によって分類される）という意味をもった語としてラテン語聖書の中で使われていたが、まさにその「キリスト教普遍界」の諸部分がそれぞれ分立していったのである<sup>47</sup>。natioの分立は王国の自立化と結びつき、王国の支配下にある空間と人民を「ネーション」という語で呼ぶ用法が広まる。「ドイツ・ネーションの神聖ローマ帝国」という名も、このような新たなネーション概念の使用法を反映している。

また王国の政治的自律は同時に文化的自律をも伴っており、法・行政の領域においてキリスト教の普遍的言語であったラテン語から在地言語への転換がおこなわれ、王国の宮廷では世俗的知識人（これは王国の自律に伴って出現した人々だが）による宮廷文化の形成がなされた。

他方東アジアにおける普遍的世界は、中華帝国を中心とした外交関係によって形成されていた。周辺の国は中国と朝貢＝冊封の関係を結ぶことで「国」として認められ、国際関係に参加できたのである。支配者が中国から「国王」の位を得た周辺諸国は、中華文明の恩恵に浴することができることとされ、中国から漢字や思想・制度が導入された。しかし周辺の諸国は、必ずしも中国に一面的に従属していただけない。中国の文明を取り入れながら独自の文化をつくり、中国に対抗して「中華」を複製・奪取し、自らを「小中華」と位置づけ、それぞれに華夷秩序を形成しようとする傾向さえ見られた<sup>48</sup>。特に中国の王朝が衰亡したり分裂したりしている状況では、周辺諸国の自律がよまった。例えば唐帝国が衰亡し宋の時代にいたる10世紀にはウイグル、西夏、契丹などでは独自の文字がつくられた。15世紀にもベトナムや朝鮮で独自の文字が作られた<sup>49</sup>。日本は、中国と直接陸続きでなく、海を隔てかつ朝鮮を間に挟んで中国と対峙していた地理上の有利さを生かし、とりわけ自律への志向を強めた。紀元前後から「倭」の支配者はたびたび朝貢し、「倭国王」の冊封を受けているが、5世紀の武王を最後に、朝貢はするが冊封は受けないという関係が続けられる。その武王は「大王」として「天下」を支配しようという意欲をもちつつ、中国から朝鮮における軍事指揮権を認められている。また607年には倭国の遣唐使が「日出づる処の天子」が「日没する処の天子」に渡した書状が隋の皇帝の怒りを買ったことは有名である。「日本」という国号の使用、律令制の導入、独自の暦の使用や貨幣の鑄造なども、自らを「東海の帝国」とする「小中華」への志向を反映したものである。「小中華」への志向は9世紀には失われたものの、平安時代には平仮名と

和歌等による「国風文化」が生み出されていく<sup>50</sup>。

ヨーロッパと東アジアでは、ともにそこでの「普遍的」世界への諸勢力の対抗の中でプロト・ネーションの分立が進展した。ヨーロッパではキリスト教世界の宗教的超越性の下での世俗世界における王権の多元化が進展した。それは、普遍的なキリスト者を区分するnatioの概念に反映されているように、複数の同等の他者を想定した多元主義的な多元化であった。それに対し東アジアでは、中国の皇帝が体现する「中華」を、周辺勢力が複製・奪取することで多元化が進んだ。そこでは多数の「中華」が他を「夷」としながら対立しあう状況が生まれたのである。そのため「普遍」と個々の単位との差異が明確でない。このような多元化のあり方の違いは、プロト・ネーション概念のみならず、近代的ネーション概念の形成にも重要な影響を与えるものと思われる。

#### 4 プロト・ネーションの持続と「復興」

##### 一 法的制度としての「帝国」、「日本国」

実質的統治権を喪失した「帝国」や「日本国」がなぜ存続し続けたのか。フランス、イギリスの王国は、強力な領域国家へと変化していった。それに対しドイツと日本では、王国がその実質的な統治権をを失い、単なる形式的・名目的存在に変容する。その代わりに王国とは別の勢力が領域国家を形成する。ドイツでは、有力諸侯が17世紀以後主権をもった領域国家を形成し、帝国は無数の領邦諸侯の領土に分裂されていく。日本でも平安時代末期から周辺地域での武家政権が台頭し、12世紀末には「東国」において武家政権（鎌倉幕府）が成立し、16世紀には各地の大名がそれ自身の領国を形成した。その後17世紀には徳川幕府が諸大名を統一して領土的分裂を解消するが、徳川政権は京都の朝廷を中心とした古代の「日本国」とは別箇の王権である。

ドイツの「帝国」と「日本国」は、このように発展してきた領域国家を越えた制度として存続している。「帝国」は、領土的に分裂した領邦国家を越えて「ドイツ」の枠組であり続けた。日本で

は徳川幕府が「公儀」政権として領土的統一を果たし、軍事外交権を握って「日本」の境界を固定化した<sup>51</sup>が、徳川政権が古代以来の「日本国」に取って代ったのかというところではない。徳川政権は「日本国」に包摂されただけであり、徳川政権独自のプロト・ネーションの観念は生み出されなかった。このように「帝国」も「日本国」も、実質的統治権をもたない、形式的・名目的制度として存続したのである。

では、ドイツと日本の王国は、その実質的統治能力を失ったにも関わらず、なぜ存続しつづけたのであろうか<sup>52</sup>。その鍵は、王国の制度そのものにあるように思われる。王国は統治機能という本来の役割を失いながらも、それとは別種の法的機能を果たしていたのである。

「ドイツ・ネーションの神聖ローマ帝国」とは、帝国議会と帝国裁判所からなる法的制度であり、そこには帝国直属の諸侯貴族（「ネーション」と呼ばれた集団）が参画していた<sup>53</sup>。三十年戦争以後、領邦諸侯の自律性は高まり、統治制度としての帝国の存在は形骸化した。しかし、帝国内で帝国諸侯はその領土の大きさに関係なく全て平等の「権利」をもつものとされたため、強力な諸侯の領土的侵害から中小の諸侯の「権利」を保証する法的制度として帝国は依然その意味を失わなかった。とりわけ南西地方の小規模の諸侯は、この法制度に依存するが多かった。裁判所は決して効率的ではなかったが、多くの訴えが寄せられ、未決の事件が増大していった。また帝国議会も非効率であったが、そこでの諸侯の間の平和的な意見の交換は、「帝国」の存在を示す儀礼的・象徴的役割を果たした。また議会の決議、法院の決定、条約等からなる複雑な帝国の法は、当時の帝国各地の官僚や法律家たちが共通して学ばなければならぬ文書体系をなしていた。帝国は、とりわけ中小の諸侯が大きな領域国家を形成した諸侯（プロシアなど）からの暴力的な領土侵害に対しての法的防御になったため、小さな諸侯ほど帝国への忠誠心が強くなるという傾向が見られた。帝国は1800もの帝国諸侯のうち数の上では大部分をしめ

る小規模の諸侯たちの「忠誠」によって維持されたのである。18世紀後半にはプロシア、オーストリアの二大「絶対主義」国家が形成され、七年戦争などを通じて帝国の統合は次第に崩れていくが、「帝国」は諸侯たちの「自由」を守る制度としてむしろ賞揚され、「帝国愛国主義 Reichspatriotismus」と言われる帝国の改革運動（とりわけ法制の改革）がいくつか提唱された。また中小の諸侯が「諸侯同盟」を結んで帝国の改革を目指そうとしたこともあった<sup>53</sup>。

「日本国」は律令国家体制の統治機能を喪失してからも、その法体系に基く官位官職制度として残った。それは貴族の私的土地所有を権威づける制度としてだけでなく、武家統領の権力を支える公的権威として利用されたのである。武家の支配は主君と御家人との人格的な主従関係（封建的關係）だけでは公的権威を維持できず、朝廷から授与される官位・官職に依存したのである<sup>54</sup>。例えば「将軍」も官職の一つである。領域の分裂が最も深まった戦国時代に各地の戦国大名は国司などの官職を求め、かえって官職や官位は乱発される状況が生まれた。戦国時代を征し「天下統一」を果たした織田信長、豊臣秀吉、徳川家康はみな太政大臣や関白を初めとする高い官職、正一位を頂点とする官位を獲得した。さらに徳川幕府は、武家のための新しい官位制度を定め、朝廷を通じてその位を与えることによって、諸大名の格式を儀式的に演出し、身分秩序を制度化したのである<sup>55</sup>。「将軍」自身形式的には天皇の臣下であったから、徳川幕府全体が、天皇を中心とする「日本国」の制度にすっぽり包摂される形をとったわけである。

徳川幕府は朝廷を巧妙に統制しながらその権威だけを利用した。しかしながら官位を朝廷から授与されるという武家官位制は、仮に儀礼的なものに過ぎなかったとはいえ、忠誠心をめぐるディレンマを生み出したことも確かだった。新井白石、荻生徂来等は、そのディレンマを指摘し、将軍を「国王」とし、将軍みずから官位・官職を付与するような制度に改める提案を行っている。官位・官職の存続はまた、1800年前後から対外的危機が

高まる中で、その官位官職体系の頂点である天皇の権威を上昇させる尊皇（「尊王」）思想にもつながる。水戸学の藤田幽谷、会沢正志斎らの尊皇思想は、名目上の君主としての天皇を頂点とした君臣関係の「名を正し」、「国体」の糾合による幕藩体制の改革を論じたものであった<sup>56</sup>。それは「帝国」を構成する諸侯の「自由」を守ろうというドイツの帝国愛国主義の思想とは性質を異にしたものである。

その後ドイツの「帝国」と日本の天皇の権威は、それぞれナポレオン侵略、黒船来航といった外的圧力に対して対照的な展開をみせる。フランス軍による侵略が進行する中、ドイツの領邦諸侯は「帝国」を擁護するよりもむしろそれぞれの領土的野心を追求した。1803年の帝国議会では、フランスに奪われた領土の代償を求めて諸侯が争い、大幅な領土変更が行われた。そして1806年に「帝国」は消滅し、プロシア、オーストリアを除く南西ドイツの領邦国家がナポレオンの保護の下に編成された。「帝国」への忠誠心（帝国愛国主義）は、フランス侵攻に対する防御壁とはならなかったのである。それに対し列強の脅威が高まった幕末の日本では天皇の権威が急激に上昇した。尊皇思想が「攘夷」運動と結びつき、徳川打倒のイデオロギーとなり、最終的には明治国家の支配を正統化する「国民国家」を支える理念へと発展したのである<sup>57</sup>。

しかしその後のドイツ史における「帝国」の意義を軽視してはならないだろう。「帝国 Reich」はその後も「ドイツ」の政治的枠組として作用した。ナポレオンの失脚後にできた領邦国家間の「ドイツ同盟」は「帝国」の枠組を復活させたものであったし、1871年の統一国家も「第二帝国」と自称された。ワイマール憲法でも共和国を「帝国」と呼んでいる。「帝国 Reich」は「国家」よりもゆるやかな統合の枠組を意味し、「洲 Land」によって構成される連邦制的国家体制につながっている。その意味でドイツを「帝国ネーション」と呼んで「帝国」の連続性を指摘したオットー・ダンの議論は、重要な一面をついていると言えよ

う<sup>58</sup>。

### 5 王国と言語・文化のプロト・ナショナル化

言語がネーション形成の「客観的」基盤ではないという点については、近年の多くのナショナリズム研究が一致している。ネーションの前近代的起源を主張するスミスやアームストロングも、言語それ自体が「エスニック」な共同体やアイデンティティ形成の核となることはほとんどないと論じている。社会関係が地域的な対面的コミュニケーションに限定される前近代的状況では、言語は地域的文脈によって多くの偏差が存在していた。確かに客観的に見ればいくつかの大きな異なった言語群に分かれるだろうが（ヨーロッパの場合ロマン系、ゲルマン系、スラブ系等）、各言語群の内部では細かい差異が地域ごとに存在し、言語のカテゴリー的区分は困難であった。例えばある地域での言語Aと別の地域の言語Bとの間では意志疎通可能であり、言語Bとまた別の地域の言語Cも意志疎通可能であったとしても、AとCの間では意志疎通がほとんど不可能であるような場合、これらの言語ABCを「同じ」言語と分類するか、それぞれ異なった言語と分類するかは容易には決定できない<sup>59</sup>。

このような地域的な偏差性をもった言語は、ベネディクト・アンダーソンの論ずるように、「出版資本主義」の発達により、時間的・空間的に固定化され均質な言語へと変化する。言語を基礎とするナショナリズムは、このような出版言語の発生を条件としている。しかしこのような「近代的」な変化が起きる以前に、王国によって言語の文書化が促進されたことを見逃すわけにはいかない<sup>60</sup>。たしかに王国において文書化された言語は必ずしもプロト・ナショナルな言語であるとは限らない。ラテン語や漢字のような「普遍的」な言語が用いられることも多い。しかしまた、実用上の理由から在地言語が王国を基盤にして（行政や法の言語、宮廷文学等を通じて）文書化されることもある<sup>61</sup>。

ドイツにおける在地言語の書記化は、中世の初期においてはラテン語の教育のために行われた。

そこでラテン語のアルファベットが在地言語の発音に適用される。12世紀から13世紀にかけては、宮廷詩においてドイツ語が用いられるようになるが、それは女性がラテン語を解さない場合が多かったためと言われている。しかし13世紀には、「帝国」の公式の文書においてラテン語に代ってドイツ語が用いられるようになる。「大空位時代」の後国王に選出されたアドルフは、宮廷議会でラテン語に代ってドイツ語を用いたといわれている。これは当時の「帝国」の政治的分裂の中で、ラテン語の教養を持たない下層貴族が国王に対して苦情表明を頻繁に行うようになっており、国王も彼らの存在を考慮に入れなければならなくなってきたためであった<sup>62</sup>。このような変化は、ラテン語に対するドイツ語の地位を上昇させた。15世紀には帝国内の諸国や諸都市において行政の文書化、法制化が進み、その官僚を養成するための大学もいくつか作られた。このように法的・行政的機能をなうことによって、書記言語としての「ドイツ語」が発展をみた<sup>63</sup>。行政ドイツ語Kanzreisspracheは帝国内の地域によって違いがあったが、15世紀にはしばしば「統一ドイツ語」形成の試みもなされたのである<sup>64</sup>。16世紀のルターによる宗教改革が宗教界におけるラテン語の独占を打ち破ったことはよく知られているが、その前提には行政ドイツ語の発達があった。

15世紀以後の出版技術と出版業の発展は、出版物を媒介とした広域的コミュニケーションを可能にし、そこが新たな言語形成の場となっていく。宗教改革におけるドイツ語の宗教テキストの出版は、宗教界におけるドイツ語の普及に大きな役割を果たしたことはよく知られている。だが世俗知識人のドイツ語による活動もまた16世紀以後さかんになってくる。彼らはドイツ語の正書法、文法の書を書き、「共通ドイツ語」の構築をめざした。その中で言語概念がより抽象的でカテゴリー的なものへと変化していく<sup>65</sup>。

18世紀にはドイツ語の出版物の量が一段と増大する。ドイツ語を使って啓蒙思想が語られ、多くの詩がつけられた。このような中からドイツ語の

共有を核とした「ドイツ・ネーション」の観念（後に「文化ネーション」と呼ばれるようになる）が形成される<sup>66</sup>。そしてナポレオンとの闘争の中で、「ドイツ・ネーション」糾合のシンボルとしてこの「文化ネーション」の概念が政治的プロパガンダの中で利用されるのである。

他方日本においては、ヤマト王権は書記言語として中国から漢字を取り入れ、国内行政の文書化は急速に進んだ。「国学」を設けて漢字と法の専門知識の教育をはかられた<sup>67</sup>。だが同時に文字の在地化も進んだ。当時話されていた言語の発音に漢字を当てはめると言うことがおこなわれ、そこから「仮名」という、簡略化された漢字によるアルファベットとも言うべきものが発生したのである。仮名は貴族社会におけるの文芸活動・社交活動（手紙等）において用いられるようになる。とりわけ女性の日記などで仮名文書が使われた。平安時代はまた、大陸との外交関係が途絶える中、いわゆる文化の「国風化」がおこった時期でもあり、例えばそれまで漢詩集から和歌集に勅撰を切り替えたことは、この「国風化」の現れである<sup>68</sup>。このように日本の主国も在地言語の文書化に重要な役割を演じたのである。鎌倉時代以後武家政権の世になっても、京都を中心とした貴族社会は、その文化的な優越性を維持したのである<sup>69</sup>。

しかし武家政権のもと、平仮名交じりの文書が行政機構を通じて用いられ、文字が農民層の間にさえ浸透していく<sup>70</sup>。これが江戸時代の出版文化の隆盛の前提となる。ドイツ同様、出版文化の興隆は言語概念に著しい変化を及ぼした。この時代、国学における言語を核としたプロト・ナショナルな「日本」の観念が生まれる。賀茂真淵や本居宣長らの国学では、日本語の発音・発声の中に、漢字移入以前の日本語本来の姿が見出さるのである<sup>71</sup>。しかしながら日本の言語概念は、ドイツのような政治の領域から明確に区別された「文化ネーション」概念へと発展しなかった。本居宣長の後、国学での言語の持つ意味の比重が低下し<sup>72</sup>、平田篤胤等の後期国学の思想はほとんど水戸学の尊皇主義道徳に近いものになっていった。19世紀初頭

のドイツで見られるような、政治的糾合のシンボルとしての「文化ネーション」概念も現れなかった。

## 6 結語 —— プロト・ネーションの比較史研究に向けて

この論稿では、近代的なネーション形成の基礎となっている共同的単位の観念、すなわちプロト・ネーションの形成と持続に対して王国という制度が果たした役割を、ドイツと日本を題材にしながら分析した。両方のケースにおいて、王国支配がプロト・ネーションの概念の形成の条件をなし、また王国が法的制度として機能をしたことが、プロト・ネーションの持続にとって重要な意味を持っているということを明らかにしてきた。またそれをとりまく国際環境の違いや王国の制度としてのあり方の違いが、プロト・ネーションの観念にも反映しているということを示唆した。

しかしながらネーション形成の過程を、近代以前にまでたどろうという本稿のアプローチは、ともすればナショナリズムの本質主義的論理（「ネーション」が実体として古来から存続しつづけていると想定する論理）に陥る危険があると見られるかもしれない。おそらくそのような危険性が、戦後のナショナリズム研究が、「ネーション」を近代的かつイデオロギー的現象であることを強調させてきたのだろう。だがそれは一面的な見方だったのではないかとというのが本稿での立場である。近代のネーション形成はやはり何らかの前近代的基礎をもっているのである。その前近代的基礎、すなわちプロト・ネーションがいかんして形成され、いかに近代のナショナリズムや国民国家の発生を準備したのか。近代化に伴う様々な変化の局面と共に、前近代からの連続性もまた問題にしなくてはならない。それには、古代史・中世史などの研究成果を活用しつつ、比較可能性の観点からの分析を行う必要がある。本稿はそのような大きなテーマのほんの一面を取り扱った試論である。

## 注

1 このような近代主義的アプローチに対する批判者は、近代以前においても「フランス」や「イギリス」「アイルランド」などの集会的帰属観念は存在していたという史実を指摘する。例えばレスリー・ジョンソンは、中世ヨーロッパにおいて「フランス」「イギリス」などが「想像の共同体」としてすでに形成されていたことを強調している。またエイドリアン・ヘイスティングスは、すでに10世紀のイギリスでは「イギリス人」のネーション観念が存在していることが様々な史料から確認でき、13世紀には、アイルランドにおいてイギリス本島からの植民者とアイルランド人との間でナショナリズムとも言いうる対立が起きていること等をあげている。Simon Forde, Lesley Johnson and Alan V. Murray, *Concepts of National Identity in the Middle Ages* (Leeds: Leeds Texts and Monographs, 1995), Adrian Hasitings, *The Construction of Nationhood: Ethnicity, Religion and Nationalism* (Cambridge: Cambridge University Press, 1997)。このような議論の背景には、ヨーロッパ中世史における「ネーション形成」研究の蓄積がある。例えば、ヨーロッパの比較研究の試みとしてOtto Dann, Hrsg., *Nationalismus in Vorindustrieller Zeit* (München: Oldenbourg, 1986), Helmut Beumann und Werner Schroder, Hrsg., *Aspekte der Nationenbildung im Mittelalter* (Sigmaringen: Jan Thorbecke Verlag, 1978)などがある。

それに対しアンソニー・スミスは、ゲルナー、アンダーソンらの近代主義的枠組をいちおう受け入れ、「ネーション」は近代的現象であることを認めている。その上で、ネーション形成の基礎となる「エスニー」の存在を指摘する。「エスニー」とは共通の歴史的記憶や共通の祖先信仰によって結びついた「エスニック」な共同体である。スミスはそのような「エスニー」は世界各地で前近代から存続し続けてきたとし、近代の「ネーション」がリアリティをもつのは、その基礎の上に形成されたからに他ならない、と主張する。スミスの著作は多数あるが、とりわけ近代主義

批判が明確に現れているのはAnthony Smith, *The Ethnic Origins of Nations* (Oxford: Blackwell, 1986)[巢山靖司・高城和義訳『ネーションとエスニシティ』(名古屋大学出版会, 1999)]である。特に彼の近代主義批判に関しては同書pp. 6-18。またジョン・アームストロングも中世ヨーロッパおよびイスラム世界における近代的ネーションに先行する「エスニック・アイデンティティ」の形成を分析している。彼はスミスとは異なり、「エスニック・アイデンティティ」を生み出す政治的過程に着目し、政治体のもつ神話構成体mythmotheurの作用を指摘している。John Armstrong, *Nations before Nationalism* (Chapel Hill, NC: The University of North Carolina Press, 1982)。

2 中世ヨーロッパの「ネーション」の存在が中世史家によって指摘される場合、しばしばラテン語のnatioの使用例がすでに中世に多く存在していたことが指摘される。しかしそれはフランス革命以後広まった近代的なネーション概念とは同一ではない。この点についてはHagen Schulze, *Staat und Nation in der europäischen Geschichte* (München: Beck, 1994), SS. 108-126が参考になる。

3 ヨーロッパにおける“kingdom”, 東アジアにおける「王国」は、それぞれの歴史的文脈において固有の意味をもっているが、ここで用いる「王国」概念は分析のための一般概念である。

4 ドイツに関する典型的な例はHans Kohn, *Prelude to Nation-States: The French and German Experiences, 1789-1815* (Princeton: Van Nostrand, 1967)。また日本に関しては丸山真男が戦後早い時期に書いた論文の中で、ルナンのメタファーに言及しつつ、日本のナショナリズムが「自発的能動的な国民的連帯意識の成長に依存」したのではなく、「忠君愛国」的な「伝統的社会意識」の「上からの」動員によって達成されたと論じている。この「伝統的社会意識」全体が「天皇制」という一般的な概念に含まれてくることになろう。「日本におけるナショナリズム」[1951]『日本政治の思想と行動 増補版』(未来社, 1964) 161-163頁。この二人の研究は依然ナショナリズム研究の「古典」としての位置を

しめるものである。なお日本の戦後近代史において広く用いられた「天皇制」の概念は、ドイツの「文化ネーション」概念同様、他と比較不可能な日本の特殊性を前提としたものだったと思われる。その意味で「天皇制」概念は戦前の皇国思想と相通する部分がある。

- 5 Benedict Anderson, *Imagined Communities* (London: Verso, 1991) [白石さや・白石隆訳『想像の共同体』(NTT出版, 1997)]
- 6 Ernest Gellner, *Nations and Nationalism* (Oxford: Blackwell, 1983), pp.139-140
- 7 Craig Calhoun, "Indirect Relationships and Imagined Communities: Large-Scale Social Integration and the Transformation of Everyday Life," in Pierre Bourdieu and James S. Coleman, eds., *Social Theory in Changing Society* (Boulder: Westview Press, 1991)
- 8 Craig Calhoun, *Nationalism* (Minneapolis: University of Minnesota Press, 1998)
- 9 Smith, *The Ethnic Origins of Nations*. その他に *National Identity* (London: Penguin Books, 1991)[高柳先男訳『ナショナリズムの生命力』(晶文社, 1987)]もある。
- 10 しかしこの点に関するスミスの議論は微妙である。「ことエスニーに関するならば、それ以外の〔王朝的、宗派的、階級的、地域的な〕忠誠心を乗り越えるようなエスニックな連帯と制度的協同の間歇的再現が十分な威力と深さをもって起こりうることを期待すべきである。とりわけ外部の敵や驚異に直面した場合にはそうである」(Smith, *The Ethnic Origins of Nations*, p. 30)と書いて、「エスニー」がどの程度浸透するかは社会的文脈に依存していることを示唆している。「エスニー」の社会的浸透性の度合いに応じてスミスは、より「民衆的」レベルに浸透した「垂直的エスニー」と、エリートに限定された「水平的エスニー」の二つを分類する(Ibid., Chapter 4)。「ダイアスポラ」や「マイノリティ」あるいは「前線地帯」等の社会政治状況に置かれた「エスニー」(特に宗教を核として集まったもの)において「垂直的エスニー」が生まれる。ユダヤやアルメニア、アイルランド等がその例とされる。彼は「垂直的エスニー」の存在を強調して近代主義者の一面性をつけている。
- 11 スミスもまた「エスニー」を構成する制度的基盤として国家と組織化された宗教をあげている。国家による民衆の官僚的編入、組織化された宗教による布教を通じた社会化によって「エスニー」が形成されると考えられている。Smith, *The Ethnic Origins of Nations*, pp. 105-109, 119-125. 他方、ホブズボームは、宗教や王国が近代以前の「プロト・ナショナリズム」を構成する重要な要因になりうることを指摘しながらも、宗教はしばしば「普遍的」であり、王国は「最も決定的」な要因だが、その担い手は支配階層に限定されているとしている。Eric Hobsbawm, *Nations and Nationalism since 1770* (Cambridge: Cambridge University Press, 1990) Chapter 2.
- 12 Jano Szucs, "Nationalitat (und) Nationalbequistsein (im Mittelalter, I. Teil," *Acta Historica Academiae Scientiarum Hungaricae* 18 (1972)
- 13 スミスも「エスニー」形成の要因として戦争を重視している。Smith, *The Ethnic Origins of Nations*, pp. 37-41, 73-76.
- 14 国家と宗教の関係も複雑である。とりわけヨーロッパにおいてはこの両者の間の対立関係がその歴史に深い影響を与えていることはよく知られている。その中から展開される国家の世俗化はヨーロッパにおけるナショナリズム発生の重要な歴史的背景を構成している。この点については Hans Kohn, *The Idea of Nationalism* (New York: Macmillan, 1946) の第三章を参照せよ。
- 15 近代以前の「間接的統治」については Charles Tilly, *Coercion, Capital, and European States* (Cambridge, MS and Oxford: Oxford University Press, 1990)。ヨーロッパにおいてはこれが「身分制国家」と呼ばれる支配形態となる。
- 16 これはカントロヴィッツが「王の二つの身体」として問題にしたものである。Ernst H. Kantorowicz, *The King's Two Bodies* (Princeton NJ:

- Princeton University Press, 1957)
- 17 Schulze, *Staat und Nation*, SS.25-26
- 18 山尾幸久「天皇制はいつはじまったのか」『争点日本の歴史2』(新人物往来社, 1990), 吉村武彦『古代天皇の誕生』(角川書店, 1998), 吉田孝『日本の誕生』(岩波書店, 1997)等を参照。
- 19 John Gilligham, "Elective Kingship and the Unity of Medieval Germany," *German History*, vol.9 no.2 (1991)。だがここでも選挙に際して王の血統が根拠とされることが多く, その結果同じ一族から連続して国王が選ばれている。またヤマト王権でも, 初期のうちは王国を構成する有力豪族の推挙によって一族の中から国王が選ばれていた。
- 20 古代律令制については石母田正の古典的研究が依然重要である。「古代の官僚制」「古代法小史」『日本の古代国家』(岩波書店, 1971)等を参照。より最近の研究として吉田孝『律令国家と古代の社会』(岩波書店, 1983)。通史としては義江彰夫『歴史の曙から文明社会の成熟へ』(山川出版社, 1986), 第3章が参考になった。
- 21 この点に関しては, 水林彪「幕藩体制における公儀と朝廷」『日本の社会史 第3巻: 権威と支配』(岩波書店, 1987)を参照せよ。
- 22 Timothy Reuter, *Germany: In the Early Middle Ages 800-1056* (London & New York: Longman, 1991), pp. 208-220
- 23 John William Bernhardt, *The Role of the German Royal Monasteries in the Itinerant Kingship of Early Medieval Germany* (936-1075) (Ph.D. dissertation, UCLA, 1986), p.15
- 24 Benjamin Arnold, *Medieval Germany, 500-1300* (Toronto: University of Toronto Press, 1997), Part III
- 25 Reinhard Schneider, "Das Kinigtum als Integrationsfaktor im Reich," in Joachim Ehlers, Hrsg., *Ansätze und Diskontinuität deutscher Nationsbildung im Mittelalter* (Sigmaringen: Jan Thorbecke Verlag, 1989)
- 26 Michael Hughes, *Early Modern Germany, 1477-1806* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1992), pp. 21-29
- 27 Heinz Thomas, "Die Deutschen und die Rezeption ihres Volksnamens," in Werber Paravicini, Hrsg., *Nord un Sud in der deutschen Geschichte des Mittelalters* (1990)
- 28 Eckhard Müller-Martens, *Regnum Teutonicum: Aufkommen und Verbreitung der deutschen Reichs- und Königsauffassung in frühen Mittelalter* (Berlin: Akademie-Verlag, 1970)がこの問題を詳細に扱ったものである。
- 29 K.F.Werner, "Deutschland," in *Lexikon des Mittelalters* Bd.3 (1986)
- 30 皇帝と諸侯の二重性が「ローマ」と「ドイツ」の二重性として表現されているわけである。Joachim Ehlers, "Die deutsche Nation des Mittelalters als Gegenstand der Forschung," in ders., Hrsg., *Ansätze und Diskontinuität deutscher Nationsbildung*, SS. 43-44.
- 31 Frantisek Graus, "Nationale Deutungsmuster der Vergangenheit in spätmittelalterlichen Chroniken," in Dann, Hrsg., *Nationalismus in Vorindustrieller Zeit*. トロイア人神話についてはJorn Garber, "Trojaner - Romer - Franken - Deutsche: 'Nationale' Abstammungstheorien im Vorfeld der Nationalstaatsbildung," Klaus Garber, Hrsg., *Nation und Literatur im Europa der Frühen Neuzeit* (Tubingen: Max Niemeyer Verlag, 1989)。
- 32 Hughes, *Early Modern Germany, 1477-1806*, p.19
- 33 これに関してはSchulze, *Staat und Nation in der europäischen Geschichte*, SS.43-64が参考になる。
- 34 Louise R. Loomis, "Nationality at the Council of Constance", *American Historical Review* 41 (1939)
- 35 Ulrich Nonn, "Heiliges römisches Reich deutscher Nation: Zum Nationen-Begriff im



15. Jahrhundert,” *Zeitschrift für Historische Forschung* 2 (1982)
- 36 Gerald Strauss, ed., *Manifestations of Discontents in Germany in the Eve of the Reformation* (Bloomington: Indiana University Press, 1991)に解説と「不満状」のテキスト(英訳)が掲載されている。またルターの宗教改革と「ドイツ・ネーション」との関係については, Heinz Thomas, “Die deutsche Nation und Martin Luther,” *Historisches Jahrbuch der Görres Gesellschaft* 105 (1985)。
- 37 「人文主義」とドイツ史概念との関連については, ヨアヒムゼンの古典的な研究がある。Paul Joachimsen, “Der Humanismus und die Entwicklung des deutschen Geistes,” *Deutsche Vierteljahrschrift für Literaturwissenschaft und Geistesgeschichte* 8 (1930)。より新しい研究(ドイツとイタリアの比較研究)としてはHerfried Munkler, Hans Grunberger, und Katharin Mayer, *Nationenbildung: Die Nationalisierung Europas im Diskurs humanistischer Intellektueller, Italien und Deutschland* (Berlin: Akademie Verlag, 1998)の特に第3, 第5章を参照。また歴史観の転換については前掲Garber, “Trojaner - Franken - Romer - Deutsche”も参照せよ。なお「ゲルマニア」は古代ローマ帝国の行政領域の名前であって, deutschとは全く違った起源を持っている。しかし15世紀以後, 「ゲルマニア」は「ドイツ」と同義の概念になっていく。Werner, “Deutschland” (前掲)を参照。
- 38 Nonn, “Heiliges römisches Reich deutscher Nation,” およびGotz Landwehr, “‘Nation’ und ‘Deutsche Nation’: Entstehung und Inhaltswandel zweier Rechtsbegriff unter besonderer Berücksichtigung norddeutscher und hansischer Quellen vernehmlich des Mittelalters,” in *Aus dem Hamburger Rechtsleden: Festschrift Walter Reimers* (Berlin: Duncker und Humboldt, 1979)
- 39 Reinhart Koselleck, Fritz Gschnizer, Karl Ferdinand Werner und Berend Schönemann, “Volk, Nation, Nationalismus, Masse,” in Otto Brunner, Werner Conze, Reinhart Koselleck, Hrsg., *Geschichtliche Grundbegriffe* Bd. 7 (Stuttgart: Klett-Cotta, 1992) SS., 314-316
- 40 吉田孝『日本の誕生』が参考になった。
- 41 石母田章「日本古代における国際意識について」『古代国家論 第一部』。
- 42 村井章介「王土王民思想と9世紀の転換」『思想』no.847 (1995)
- 43 村井章介(前掲), 伊藤喜良「両統と政党化論」永原慶二編『中世の発見』(吉川構文間, 1993)。
- 44 例えば慈円の『愚管抄』の中にそれが明確に現れている。黒田俊雄「中世国家と神国思想」[1958]『日本中世の国家と宗教』(岩波書店, 1975), 310頁。また伊東喜良『日本中世の王権と権威』(思文閣, 1993)も参照。
- 45 その他, 新興仏教の台頭などが, 貴族と旧仏教勢力からなる当時の支配勢力(「権門」)における危機感をもたらしていた。神国思想の台頭はこれら権門体制の全般的危機と無縁ではない。神国思想に関しては佐藤弘夫「神国思想考」『日本史研究』No.390 (1995), 佐々木馨「神国思想の中世的展開」黒田俊雄編『体系: 仏教と日本人 2: 国家と天皇』(春秋社, 1987)。
- 46 中世においてnatioは大学や公会議など当時の知識エリートが集う「国際的」な場で制度化されている。中世のnatio概念の展開については矢吹久「ネーション概念の形成と歴史的展開」『思想』(No. 788, 1990)がよく整理されている。
- 47 ラテン語聖書の中で用いられたnatioの概念がヨーロッパにおけるネーション形成の認識枠組となっていたことを, ヘイスティングスが指摘している。「聖書は聖書を読める人々がネーションを想像する際の主要なレンズとして」の役割を持っているのである。それが大学や公会議におけるnatio概念の使用にもつながっている。Hasitings, *The Construction of Nationhood*, pp. 12, 15-17。
- 48 濱下武志「東アジアの国際体系」『国際政治の理論』(東京大学出版会, 1989), 茂木敏雄「中華帝国の

- 「近代」的再編と日本』『岩波講座：近代日本と植民地 第1巻』(1992), 62頁。
- 49 西嶋定生『日本歴史の国際環境』(東京大学出版会 1985)
- 50 その後徳川時代には典型的に日本の華夷秩序体系が成立している。朝尾直弘『鎖国』(小学館, 1975)。また日本を「中心」とする外交関係の演出にかんしてはRonald Toby, *State and Diplomacy in Early Modern Japan: Asia in the Development of the Tokugawa Bakufu* (Princeton: Prinveton University Press, 1984)が興味深い。
- 51 19世紀末以来のドイツ史において、「神聖ローマ帝国」は17世紀以来衰退したと見られ、「ドイツ」の歴史的連続性を「帝国」ではなく、その「文化的一体性」に求める歴史記述がとられてきた。そこでは「帝国」の意義は軽視された。しかしながら最近この「帝国」が一貫して「ドイツ」の枠組としての役割を果たしてきたことの意義が見直されている。例えば Michael Hughes, "Fiat justitia, pereat Germania? The Imperial Supreme Jurisdiction and Imperial Reform," in John Breuilly ed., *The State of Germany* (London: Longman, 1991) や John Gagliardo, *Reich and Nation: The Holy Roman Empire as Ideas and Reality, 1763-1806* (Bloomington: Indiana University Press, 1980)があげられる。またオットー・ダン はドイツのネーションを「帝国ネーションReichsnation」と呼び、神聖ローマ帝国以来の法制的枠組に着目している。Otto Dann, *Nation und Nationalismus in Deutschland* (München: Beck, 1994)。それに対し日本における中世以後の天皇の役割は、戦後いわゆる「天皇不執政」論として語られてきた。石井良介『天皇』(山川出版会, 1982)などが代表的。「不執政」の問題は、最近新しい枠組から、水林彪の「国制史」研究や、今谷明の天皇研究などによって論じられている。
- 52 法的制度としての「帝国」に関しては、Hans Gross, "The Holy Roman Empire in Modern Times: Constitutional Reality and Legal Theory," in James A. Vann and Steven W. Rowam, eds., *The Old Reich: Essays on German Political Institutions, 1495-1806* (Brussels: Editions de la librarie enciclopedique, 1974), Gagliardo, *Reich and Nation*, Hughes, *Early Modern Germany*等。
- 53 Michael Stolleis, "Reichspublizistik und Reichspatriotismus vom 16. Zum 18. Jahrhundert," *Aufklärung* 4/2 (1989), Karl Otmar Freiherr von Aretin, "Reichspatriotismus," (同)。
- 54 南北朝時代の南朝側の指導者の一人北畠親房が天皇に献じた書『神皇正統記』は、「神国思想」を展開したことで有名だが、また官位官職叙任の原則をといた実践的な書でもある。これは武家が台頭する中、朝廷の権威が官位・官職叙任に多くを依存していたことを表わしている。永原慶二・大隅和雄「中世の歴史感覚と政治思想」『世界の名著9：慈円・北畠親房』(中央公論社, 1983)。
- 55 律令法体制と官位・官職制度の連続性に関しては、水林彪「幕藩体制における公儀と朝廷」『日本の社会史 第3巻：権威と支配』(岩波書店, 1987), 今谷明『武家と天皇』(岩波書店, 1993), Bob Tadashi Wakabayashi, "In Name Only: Imperial Sovereignty in Early Modern Japan," *Journal of Japanese Studies*, 17/1 (1991)等を参照せよ。
- 56 尾藤正英「尊王攘夷思想」『岩波講座 日本歴史 第13巻：近世5』(1975), 同「水戸学の特質」『日本思想史大系 第15巻：水戸学』(岩波書店, 1973)。
- 57 神聖ローマ帝国の消滅にいたる過程に関しては、Gagliardo, *Reich and Nation*, pp. 117以下が参考になる。また拙稿Shigeki Sato, *The Politics of Nationhood in Germany and Japan* (Ph. D. Dissertation, Department of Sociology, UCLA, 1998)第2章においてナポレオン期の「帝国」の消滅と、幕末における天皇の「復古」を対比的に検討した。「帝国」と天皇の展開のこのような相違をもたらしたのは、何よりも日本における徳川260年にわたる領土的統合の歴史であろう。ドイツでは18世紀にすでにプロシア、オーストリア、バイエルン等

が独自の国家形成を行うようになっており、ナポレオンの侵略に対してもそれぞれの国家的利害関心を第一に追求したのである。「ドイツ」全体の利害関心を糾合する国家は存在しなかった。ヘーゲルがナポレオンが台頭する中で述べたように、「ドイツはもはや国家ではな」かったのである。

58 Dann, *Nation und Nationalismus in Deutschland*, SS. 310-312. ただしこのような視点から見れば「第三帝国」は「帝国」の伝統からの逸脱と解釈されることになる。なおドイツ語でReichとは広く国家の枠組一般ことを意味する場合がある。例えばフランスのことをFrankreich, オーストリアのことをÖsterreichという場合のreichがそうである。

59 Hastings, *The Construction of Nationhood*, p. 19

60 アンダーソンは王国において用いられた書記言語を「行政語administrative vernacular」と呼び、それが「ナショナル」な言語ではないことを強調している (Anderson, *Imagined Communities*, p.41 [80頁])。

61 ヘイスティングスは、在地言語の文書化におけるキリスト教の役割を強調している。彼はキリスト教が普遍言語 (ラテン語) に志向したというアンダーソンの指摘をイスラム教と比較しながら批判し、世界各地でキリスト教が在地言語を聖書翻訳を通じて文書化していった過程を明らかにしている

(Hastings, *The Construction of Nationhood*). 宗教とナショナルな言語・文化との関係は今後検討すべきテーマとなろう。

62 Hans Eggers, *Deutsche Sprachgeschichte* (Hamburg: Rowohlt, 1992[1969]), S.26, John T. Waterman, *A History of German Language* (Seattle: University of Washington Press, 1976), pp. 110-116を参照。

63 Hughes, *Early Modern Germany*, p. 17.

64 1500年頃、ウィーンに居を置いた皇帝マクシミリアン1世が南部地方の言葉を基礎として帝国内の行政や法における共通ドイツ語の構築を試みたことがあった。しかしながら当時は東部ザクセン地方の言語が優勢になりつつあった。Adolf Bach, *Geschic-*

*hte der deutschen Sprache* (Heidelberg: Quelle und Meyer, 1970), SS. 250-251, Eggers, *Deutsche Sprachgeschichte*, S.144.

65 17世紀の代表的な「共通ドイツ語」構築の試みとして、ショッテリウスのものがある。彼は1663年に書かれた『ドイツ主要言語における詳細な研究 Ausführlichen Arbeit von der teutschen HauptSprache』の中で、「標準ドイツ語 Hochdeutschは方言の一つではなく、ドイツ語それ自体lingua upsa Germanicaである」と述べている。ここで彼がそれを地域で実際に用いられている具体的言語を越えた抽象的構成物であると考えている点が興味深い。Michael Giesecke, *Sinnwandel, Sprachwandel, Kulturwandel* (Frankfurt: Suhrkamp, 1992), S.61にショッテリウスの文章が引用されている。また出版技術と言語概念の変化についてはこのGieseckeの著作が参考になる。

66 18世紀における出版物を介したコミュニケーション関係と「ネーション」概念の形成については、拙稿「国家・市民社会・ネーション」『茨城大学人文学部紀要 社会科学論集』第33号 (2000) でより詳しく論じておいた。

67 石母田正「古代官僚制」『日本古代国家論 第一部』, 33-49頁。

68 木村茂光『「国風化」の時代』(青木書店, 1997)

69 鎌倉時代以後の武家政権の台頭も、公家の文化的優位を動かすまでには多くの時間を要した。義江彰夫は室町時代に関して次のように述べている。「古代以来の王朝文化は、当時にいたる長い変容と没落の歴史の中で、かえってその生みの親である公家公権の道具に止まらない普遍性を身につけるようになっていたのに対し、武家文化は、鎌倉開府以来室町幕府完成にいたる百数年をもってしては、一般的に外来禅林を越える固有の表現様式を樹立することは不可能だったのである」『歴史の曙から文明社会の成熟へ』(346頁)。王朝文化における「和歌」の存在は、公家社会の文化の領域における権威を維持する点においてとりわけ重要だったように思われる。和歌は江戸時代に入って「文人」たちによって庶民化されるが、「文人」たちの歌学から国学が発生したことも

注目すべきであろう。

- 70 網野善彦「日本の文字社会の特質」『日本論の視座』  
(小学館, 1993)
- 71 村井紀『文字の抑圧：国学イデオロギーの成立』  
(青弓社, 1989), 酒井直樹「死産する日本語, 日本人」『思想』 no.845 (1994)
- 72 H. D. Harootunian, *Things Seen and Unseen: Discourse and Ideology in Tokugawa Nativism* (Chicago: University of Chicago Press, 1988), p.74